

8 川 監 公 第 5 号

令和 8 年 7 月 3 0 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 7 年 1 2 月 3 日付け 7 川監公第 1 3 号で公表した監査の結果の報告に基づ
き、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表しま
す。

川崎市監査委員	川	鍋	雅	裕
同	川	上	善	行
同	雨	笠	裕	治
同	浜	田	昌	利

8 川総コ第 6 8 号

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕 様

同 川 上 善 行 様

同 雨 笠 裕 治 様

同 浜 田 昌 利 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 7 年 1 2 月 3 日付け 7 川監報第 7 号で報告の提出がありました令和 7 年度
第 1 回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じま
したので通知します。

1 令和7年度第1回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

ア 行政財産の使用許可等に附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号）第8条によると、光熱水費等については、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）によるものとしてとされている。また、算定基準は、行政財産の貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができるとされている。

行政財産の使用許可及び貸付けに係る光熱水費についてみたところ、次の事例があった。

要領等に基づき、光熱水費の算定を適正に行われたい。

（ア）行政財産の使用許可に附帯する電気料について、算定基準に基づいて算定していなかったことにより、過小に請求していた事例

（イ）行政財産の貸付けに附帯する電気料、水道料、下水道使用料について、契約において算定基準を適用するとしているところ、算定基準に基づいて算定していなかったことにより、過小に請求していた事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに差額分の支払いを依頼し、各請求先からの納付を確認しました。

なお、再発防止を図るため、光熱水費の算定を適正に行うことができるよう、課内担当者向けマニュアルを作成し、関係職員向けに研修を実施

施しました。

今後は、適切な事務手続に努めます。

(総務企画局総務部庁舎管理課)

イ 徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項第2号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

使用料の徴収手続についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係規程を確認し、館内にて周知しました。

また、新年度に処理すべき事務として、4月1日の納入通知書送付を記載し、新年度処理時の参考とすることを併せて周知しました。

今後は、適正な徴収手続に努めます。

(総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館)

ウ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされてい

る。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、所属内に共有するとともに、再発防止を図るため、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(総務企画局総務部庁舎管理課、人事部総務事務センター、市民文化局市民生活部庶務課)

エ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項によると、居住者に対し国内において同項各号に掲げる報酬等の支払をする者は、その支払の際、その報酬等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。

所得税の源泉徴収事務についてみたところ、講演会の講師謝礼について報酬等に該当するものの、所得税法第183条第1項に該当する給与等として源泉徴収を行っていた。

法律に基づき、所得税の源泉徴収事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止を図るため、源泉徴収事務の見直しを行うとともに、所属内会議にて周知しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(市民文化局市民生活部地域安全推進課)

オ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

委託業務についてみたところ、受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再委託をする際には、事前に申請書の提出及び承諾を得ることが必要であることを受注者へ説明するとともに、川崎市委託契約約款に基づき適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

なお、業務継続中の委託については、受注者から再委託に係る書面の提出を受け、再委託を承諾しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局税務部市民税管理課、臨海部国際戦略本部基盤整備推進部)

カ 委託業務に係る返金手続を適正に履行させるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市ふるさと納税推進業務委託仕様書 6 (1 1) エによると、受託者は、寄附者へ付与したポイントの利用有効期限が残り 2 ヶ月となっても寄附者から返礼品の指定がない場合は、メール等にて寄附者に交換の督促を行い、督促にもかかわらずポイントの有効期限が失効した場合には、当該ポイントについて市が支払った費用の残額を本市に返金するものとするとしている。

委託業務の履行状況についてみたところ、有効期限が失効したポイントについて市が支払った費用の返金を受けていなかった事例があった。

仕様書に基づき、委託業務に係る返金手続を適正に履行するよう受託者に対し指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、調定を行い、収納を確認しました。

なお、再発防止を図るため、指摘事例について担当内に周知するとともに、適正な事務手続を行うよう改めて職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局財政部資金課)

キ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 調定の手続を適正に行うべきもの

調定手続を事前に行い難い歳入について、調定伺書による手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、過年度指摘分の調定内容に誤りがないことを確認するとともに、令和 7 年度指摘分について、事後調定に関する適

正な処理を確認後、調定伺書を出力して歳入徴収者まで確認を行い、規則に定められた手続を実施する等、それぞれ対応を行いました。

また、職員に対して周知徹底を行い、指摘以降に対応した調定処理についても不備なく処理を実施したことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局財政部庶務課)

(イ) 行政財産の使用料の算定を正確に行うべきもの

行政財産の使用料について、端数処理が正確に行われなかったことにより、算定を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、借受人から不足額が納付されたことを確認しました。

今後は、適正な使用料の算定に努めます。

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(ウ) 寄附の受納の決定を適正に行うべきもの

寄附の受納の決定について、専決区分が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、規程を確認し、適正な事務執行に努めるよう職員に周知徹底するとともに、令和7年度にあった寄附については適正な専決区分により行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(臨海部国際戦略本部基盤整備推進部)

(エ) 不達返戻となった納税通知書の交付を適正に行うべきもの

納税通知書について、納期限前10日までに納税者に交付していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止を図るため、条例に基づき、納期限前10日までに納税通知書を交付するよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局かわさき市税事務所市民税課)

(オ) 報酬の支払いを適正に行うべきもの

固定資産評価員報酬の支払いについて、条例の規定と異なる期間における出務の数により計算した額を支給していた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市固定資産評価員設置要綱を改正し、適正な事務処理について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局税務部税制課)

(カ) 前渡金精算書の作成を適正に行うべきもの

前渡金精算書を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、前渡金精算書の作成を行うとともに、再発防止のため、適正な事務処理について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局みぞのくち市税事務所納税課)

(キ) 収納事務委託契約に係る手続を適正に行うべきもの

収納事務を委託したときの告示をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、収納事務を委託した旨告示するとともに、再発防止を図るため、適正な事務手続を行うよう職員に周知徹底しまし

た。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課、市民ミュージアム)

(ク) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

随意契約により相手方を決定したときの公示をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、規則に基づき、落札者等の公示を行いました。

なお、再発防止の観点から、指摘事項について部内会議の場で周知を行うとともに、他の契約案件について改めて見直しを行い、同様に規則に基づく公示を行っていなかった案件についても、落札者等の公示を行いました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(危機管理本部危機管理部)

(ケ) 請書の確認を適正に行うべきもの

履行期限の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止策として、監査結果等を職員に周知するとともに、適正な事務手続を行うよう改めて課内で取扱いを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部)

(コ) 再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの

再委託に係る申請が書面により行われていたものの、約款に定められた記載事項の一部に不備があった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局税務部税制課、同市民税管理課、市民文化局市民ミュージアム、議会局総務部広報・報道担当)

(サ) 公有財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの

賃貸借期間満了により市に無償譲渡された防災備蓄倉庫について、財政局長に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、寄附受納手続を完了の上、財政局長宛てに「新規施設登録依頼書」及び「公有財産台帳の訂正について（依頼）」を提出し、手続を完了しました。

また、再発防止を図るため、担当内会議において事案等の共有を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(危機管理本部危機対策部)

(シ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、不用及び処分決定、会計管理者への報告等を行うとともに、再発防止のため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局デジタル化施策推進室、市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館、危機管理本部危機管理部)

b 不用の決定及び処分決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用及び処分の方決定の手続を行うとともに、再発防止のため、課内会議等において周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局総務部庁舎管理課、デジタル化施策推進室、市民文化局市民文化振興室、岡本太郎美術館、危機管理本部危機管理部、議会局総務部庶務課)

c 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明な備品について必要な事務手続を行うとともに、再発防止のため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局デジタル化施策推進室、人事部労務厚生課、危機管理本部危機対策部)

d 備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に登載するとともに、規則の再確認及び物品受入時の確認徹底を図るよう改めて職員に周知しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(総務企画局シティプロモーション推進室)

e 保管換えの手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、物品保管換え処理を実施するとともに、再発防止を図るため、今回の指摘事項について所属内会議の場で周知しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(市民文化局市民生活部企画課、危機管理本部危機管理部)

(ス) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

- a 物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、出納簿と実際の数量を一致するように措置を行うとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品等の管理に努めます。

(財政局かわさき市税事務所納税課、市民文化局人権・男女共同参画室、危機管理本部危機管理部、議会局総務部庶務課)

- b 消耗品出納簿に登載すべき物品に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品の出納について適正に管理するとともに、再発防止のため、職員に指摘事項を共有の上、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(危機管理本部危機対策部、議会局議事調査部議事課)

(セ) 金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの

金銭取扱印の所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、現物の所在が確認できなかったため、廃止手続を行いました。

今後は、保管場所や管理責任者、利用手続を明確にし、異動や担当

替え時の現物確認、使用記録の作成など、金銭取扱印の管理の徹底に努めます。

(市民文化局市民文化振興室)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

(ア) 契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号）第13版（以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされている。

なお、特記事項を添付する「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、本市が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいうとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書又は協定書に特記事項が添付されていなかった事例があった。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、個人情報を取り扱う委託業務に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において職員に周知徹底しまし

た。

今後は、適正な事務執行に努めます

（総務企画局総務部法制課、デジタル化施策推進室、財政局財政部資金課、市民文化局市民生活部地域安全推進課）

（イ）個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、セキュリティ基準第2章9（1）ウによると、特定個人情報を取り扱う委託業務について、委託事業者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

個人情報又は特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、事前に市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、委託事業者へ承諾書を交付するとともに、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（総務企画局デジタル化施策推進室、財政局財政部資金課）

（ウ）契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）を添付するとされている。

特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記仕様書が添付されていなかった事例があった。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、特定個人情報を取り扱う委託業務に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、変更契約締結の際に特記仕様書を追加し、必要書類の提出を受けるとともに、再発防止のため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（財政局財政部資金課）

（エ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託事業者の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

また、特記事項第5条第2項においても、セキュリティ基準第2章9（1）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならないとされている。

機密性区分Ⅰの情報又は個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（総務企画局シティプロモーション推進室、公共施設総合調整室、デジタル化施策推進室、人事部総務事務センター、財政局財政部資金課、市民文化局市民生活部多文化共生推進課、市民スポーツ室、議会局議事調査部政策調査課）

（オ）情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第２章９（２）オによると、委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行われている。

委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する委託業務についてみたところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類を適正に用い、保管するとともに、セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局シティプロモーション推進室、人事部総務事務センター、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課、同区政推進課、市民スポーツ室、臨海部国際戦略本部事業推進部)

(カ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2)カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務の終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関し、保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務の終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局シティプロモーション推進室、公共施設総合調整室、デジ

タル化施策推進室、人事部総務事務センター、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課、同区政推進課、市民スポーツ室、市民ミュージアム、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部)

(キ) U S B メモリの利用記録を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第4章4(1)サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、U S B メモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

U S B メモリの利用記録の作成状況についてみたところ、管理しているU S B メモリの全部又は一部に関して、利用記録が作成されていなかった事例があった。

U S B メモリは、紛失等の危険性が高いことから、セキュリティ基準に基づき、U S B メモリの利用記録の作成を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、U S B メモリの利用記録を作成するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局デジタル化施策推進室、人事部共済課、財政局資産管理部検査課、市民文化局市民生活部地域安全推進課、人権・男女共同参画室、同平和館、議会局議事調査部議事課)

(ク) 保有個人情報をも目的外提供する場合の安全確保措置を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則(平成17年

川崎市規則第72号)第16条第1項第2号によると、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第1項又は第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報等管理責任者は、提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求するとされている。

個人情報の保護に関する法律に基づく利用目的以外の目的の保有個人情報の提供をみたところ、提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求していなかった事例があった。

規則に基づき、安全確保措置を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、課内会議において指摘事例や根拠法令等を共有し、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(総務企画局人事部人事課)

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

(ア) 運転前点呼において運転免許証の確認を行うべきもの

[指摘の要旨]

道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第1項によれば、自動車の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、運転免許を受けている者以外の者が運転することを命じ、又は容認してはならないとされている。

また、川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)第7条第3項によれば、安全運転管理員は、安全運転管理者の職務に準ずる職務を行うとされている。

庁用自動車の点呼における運転免許証の確認状況をみたところ、次の事例があった。

- a 業務用車両の運行管理において、運転前点呼の項目として、運転免許証の確認（運転免許証の携帯の有無と有効期限の確認）の必要性に関する周知が不足していた事例

局内において、安全運転管理員による運転前点呼における運転免許証の確認の必要性が認識されていないことから、局ごとに定める要綱の改正の検討も含め、運転前点呼における運転免許証の確認についての周知徹底を図られたい。

[措置内容]

指摘事項については、「財政局業務用車両の運行管理に関する要綱」の改正を行うとともに、運転前に免許証を確認するよう局内各課へ周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（財政局財政部庶務課）

- b 運転免許証の確認が、局ごとに定める要綱において規定される自動車運転日報による、車両使用後の確認にとどまっており、安全運転管理員が運転者に対し、運転前に運転免許証の確認を行っていなかった事例

運転前点呼において運転免許証の確認を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、「財政局業務用車両の運行管理に関する要綱」の改正を受け、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（財政局かわさき市税事務所市民税課、みぞのくち市税事務所市民税課、

しんゆり市税事務所市民税課)

(イ) 庁用自動車の使用の本拠の位置の申請を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項によると、自動車の所有者は、登録されている使用の本拠の位置等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置の変更登録の申請を法律で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

法律に基づき、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更登録に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更登録をするとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局しんゆり市税事務所市民税課、市民文化局市民生活部地域安全推進課)

(ウ) 庁用自動車の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の

保管場所の位置等を届け出なければならないとされている。

庁用自動車の保管状況についてみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法律で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われない。

[措置内容]

指摘事項については、保管場所の位置の変更の届出をするとともに、再発防止のため、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(財政局しんやり市税事務所市民税課)